



# 消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	山口県	所在地	〒742-2192		
市町村名	周防大島町	所在地	山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2		
消防団事務所管	周防大島町 総務部 総務課	電話番号(直通)	0820-74-1000	FAX	0820-74-1016
消防団名	周防大島町消防団	メールアドレス	<a href="mailto:soumu@town.suo-oshima.lg.jp">soumu@town.suo-oshima.lg.jp</a>		

組織	分団数	62	分団	ホームページURL										
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント										
	方面隊数	0	隊											
	部数	0	部											
	班数	13	班											
団員数	条例定数	972	人	<b>【組織概要図】</b> 本部 (周防大島町・総務課)	久賀支部 (久賀総合支所)	6分団・13班 1分団1～3班、2分団1・2班、 3分団1～3班、4分団1～3班、 6分団1・2班、7分団								
	実員数	866	人				大島支部 (大島総合支所)	18分団 本部、1～11分団、 13～18分団						
	男性団員数	861	人						東和支部 (東和総合支所)	23分団 情、雨振、伊保田、小伊保田、 油宇、馬ヶ原、和田、内入、 小泊、和佐、神浦、森、平野、 小積、大積、西方、船越、 外入、伊崎、地家室、 佐連、沖家室、役場				
	女性団員数	5	人								橘支部 (橘総合支所)	15分団 1～15分団		
	基本団員数	866	人										普通消防ポンプ自動車 1 台	
	大規模災害団員数	0	人											水槽付消防ポンプ自動車 1 台
	その他の機能別団員数	0	人											
国家公務員	2	人	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台											
地方公務員	111	人		手引き動力ポンプ 0 台										
都道府県職員	4	人			消防団活動事例・PR等									
市区町村等職員	107	人				報酬額(階級:団員) 年額 16,000 円 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額 36,500 円								
特殊法人等公務員に準ずる職員	35	人					火災 5,400 円 風水害等の災害 5,400 円 (参考)交付税単価 7,000 円/回							
農協職員	30	人						日本郵政グループ 11 人						
日本郵政グループ	11	人							その他 707 人					
その他	707	人	普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台											
普通消防ポンプ自動車	1	台		普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台										
水槽付消防ポンプ自動車	1	台			普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台									
小型動力ポンプ付積載車	18	台				普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台								
小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	55	台					普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台							
手引き動力ポンプ	0	台						普通消防ポンプ自動車 1 台 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 小型動力ポンプ付積載車 18 台 小型動力ポンプ(車両に積載していないもの) 55 台 手引き動力ポンプ 0 台						

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。